

～政策関連～

国務院 外資誘致の強化に向けた意見を公表 国際基準に合わせたビジネス環境創出への取り組み

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

国務院（中央政府）は2023年8月13日、『外商投資環境の更なる最適化と外資誘致の強化に関する意見』（国発〔2023〕11号。以下、意見¹）を公表しました。意見は「外資活用の質の向上」、「外資企業の内国民待遇保証」、「外商投資保護を継続的に強化」、「投資・運営円滑性の向上」、「財政・税制支援の強化」、「外商投資促進の改善」六つの方面・計24項目の措置からなり、投資環境の最適化、外商投資の質の向上を推進し、外商投資誘致、利用の強化を目的として規定されたものです。

国務院は各地政府及び関係官庁に対し、国際ルールに照準を合わせたビジネス環境の創出に取り組み、国内市場のスケールメリットの優位性を生かし、外資利用と対外開放の高度化に注力するよう求めるとしました。

具体的な内容は、技術開発センター、先端製造、バイオ医薬品などの重点分野への外資導入の強化や、通信サービス業が進出できる試行地域を拡大するなどさらなる対外開放を推進する一方で、政府調達への参加を保障、中国の基準策定への平等な参加を支援するなど国内市場において公平な競争環境を整備し、外商投資企業を中資系企業と同一視して平等に扱うよう明記されています。

また、データ越境については、北京、天津、上海、広東・香港・マカオグレーターベイエリアなどのエリアにおいて、自由に越境可能の一般データのリストの作成を検討することや、外国人のビザ・居留政策の最適化、優遇税制の延長など投資環境改善に関する取り組みが含まれています。

なお、国務院公表の文書で初めて明記した部分として、医薬品の海外輸入品から中国国内生産に切り替え時における登録プロセスの簡素化や中国国内生産の具体的な基準の明確化、「政府調達法」の改正など、外商投資企業の中国国内製造を促進する姿勢も示しています。

意見の主な内容については図表1をご参照ください。

¹ 中国語原文は下記のURLよりダウンロードできます。
https://www.gov.cn/zhengce/content/202308/content_6898048.htm

【図表 1】意見の主な内容

項目	主な内容
外資活用の質の向上	<p>1. 重点分野への外資導入を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 外資による中国での R&D（研究開発）センターの設置、技術の研究開発や実用化における国内企業との連携、重点分野の R&D 事業への参入を支援する。 ➢ 先端製造や現代サービス、デジタルエコノミーなどの分野において外資企業が各種専門学校、職業訓練校と共同で職業教育、研修を展開することを支持する。 ➢ バイオ医薬品分野における外商投資プロジェクトの稼働開始を加速させ、外資企業が中国本土において海外で実用化している細胞・遺伝子治療薬品の臨床試験を実施することを奨励する。 ➢ 海外の医薬品を中国本土生産移転の際、医薬品登録申請手続きの最適化。
	<p>2. サービス業の開放拡大の総合的なテスト事業におけるモデル的・先導的・牽引的役割を發揮</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 外資による VPN（仮想プライベートネットワーク）業務や情報サービス業務、インターネット接続業務（ISP）の展開を認める試行地域を拡大する。VPN 業務は外資の出資比率が 50%を上限、情報サービス業務はアプリ関連業務に限定する。 ➢ 外資による投資性公司（持株会社）、地域本部の設置を奨励する。
	<p>3. 外資誘致ルートの拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ QFLP（適格海外投資事業有限責任組合）関連の外貨管理制度の整備を進め、オフショアで募集した人民元をオンショアで投資することを支持する。
	<p>4. 外資企業の段階的移転を支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 東部地域から中西部、東北部への移転を支援する。
	<p>5. 外資プロジェクト建設推進体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>グリーン電力の消費を促す政策措置を打ち出し、より多くの外資企業によるグリーン電力証書の取引、地域を跨いだグリーン電力の取引への参加を支援する。</u>
外資企業の内国民待遇保証	<p>6. 法律に基づく政府調達活動への参加を保証</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「中国国内生産」という具体的な基準を明確するため、関連政策を早期に導入。「政府調達法」の改定を加速させる。 ➢ 外資企業が法に基づき政府調達に参入する権利や国内の産業支援策などを平等に享受する権利を保障する。
	<p>7. 法律に基づく標準策定作業への平等な参加支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 外資企業が法に基づき、標準策定作業に平等に参入することを支持する。
	<p>8. 支援政策の平等な享受の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 法令規則に明確な規定がある、または国家安全に関わる場合を除く、ブランドの限定または外資ブランドを理由に外資企業及びその製品とサービスに対する排除、差別的な扱いを禁止する。
外商投資の保護の持続的強化	<p>9. 外商投資の権益保護制度を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ ネット経由のデマ流布など外資企業の風評被害に関する違法行為への取り締まりを強化し、関係責任者への責任追及を徹底する。
	<p>10. 知的財産権の行政保護を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 特許権侵害行為に対する法執行を強化し、特許権侵害紛争に対する仲裁制度の整備を進める。<u>医薬品や医療用消耗品の調達に係る知的財産権保護を強化する。</u>
	<p>11. 知的財産権の行政法執行を強化</p>
	<p>12. 外国関連の経済・貿易政策と法規の制定を標準化</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 対外的な経済・貿易政策を制定する際には外資の意見を吸い上げる。<u>新政策を正式に実施する前には移行期間を合理的に設けなければならない。</u>

【図表1】意見の主な内容（続き）

項目	主な内容
投資・運営の円滑化の向上	<p>13. 外資企業の外国人社員の滞在・居留政策を最適化</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 外国籍高級管理者、技術者及び家族を対象に出入国・在留の利便性を高める。 ➢ 条件を満たす外国籍高級管理者、技術者による永住権の申請を便利にする。公共交通や金融サービス、医療、ネット決済などの分野における外国人永住者証明書の利便性を向上させる。
	<p>14. 越境データ移動の円滑なセキュリティ管理方式を模索</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 『インターネット安全法』、『データ安全法』、『個人情報保護法』（以下、データ三法）などを着実に実行し、条件を満たす外資企業に対し、重要データ及び個人情報の越境移転に際する安全性評価を効率的に実施するよう専門窓口を設ける。<u>北京市や天津市、上海市、「粵港澳大湾区」（広東・香港・マカオグレーターベイエリア）などにおいては、自由に海外に持ち出せる一般データのリストの作成を検討する。</u>
	<p>15. 外資企業関連の法執行検査を総合的に統括・最適化</p>
	<p>16. 外資企業に対するサービス・保証を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 外資企業円卓会議制度の整備を推進し、外商投資に係る契約締結やプロジェクト着工、稼働における課題を迅速に対応できるようなサービス体制を構築する。 ➢ 原産地証明書の発行や外資企業による優遇関税の適用に便宜を図る。
財政・税制支援の強化	<p>17. 外商投資促進のための資金的保証を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 各地政府が権限内に重点多国籍企業の投資プロジェクトに対し財政支援を提供することを支持する。
	<p>18. 外資企業の国内再投資を奨励</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 中国本土で取得した利益を使って再投資を行う外資企業に対する企業所得税（法人税）の免除措置を着実に実行する。
	<p>19. 外資企業に対する優遇税制を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 外国人が関連規定に基づき住宅手当や言語訓練費、子女教育費などの免税優遇措置を享受することを指導する。外資 R&D センターが関連規定に基づき科学技術イノベーションの支援に係る輸入税制²や国産設備の調達に係る増値税還付などの優遇措置を享受することを指導する。
	<p>20. 国が発展を奨励する分野への外資企業投資の支援</p>
外商投資促進の方法の整備	<p>21. 投資誘致業務メカニズムを整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 外資誘致部門などにおける柔軟な採用制度の導入³を奨励し、政府と誘致部門、商会・団体、サービス業者、有力企業などが組成した外商投資促進協働メカニズムを構築する。
	<p>22. 海外投資促進の取り組みを円滑化</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 誘致活動や各種イベントの実施を支援するため、関係外国人に数次有効の短期商用ビザを発行する。
	<p>23. 外商投資促進のルートを拡大</p>
	<p>24. 外商投資の促進評価を最適化</p>

（意見に基づき、中国アドバイザー一部作成）

² 関連内容については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第547号をご参照ください。下記の URL よりダウンロードできます。
<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0599-XF-0105.pdf>

³ 外国人の採用を認める可能性に含みを持たせた。

□ 各国中国商工会の建議取り入れた部分も

商務部が2023年を「中国への投資年」として外資誘致活動を強化し、従来の税制上優遇措置の付与が中心である誘致策から、外資企業の要望を応えることで投資環境の改善に重点を置いています。

意見を日本、EU、米国商工会（以下、日欧米商会）が中国経済の改革方向について提出した建議と以下図表2のように比較しています。公平な競争、対外開放、行政の規制運用・手続きの適正化などの方向性に大きな違いはみられませんが、下位規則の必要性や、規則や定義の明確化を求めるもの、突然の方針・規制変更の回避（猶予期間の必要性）などの課題が依然として残っています。

【図表2】意見と日欧米商会の建議の比較

概要	含まれる建議			含まれない建議			
	日	欧	米	日	欧	米	
外資活用の質の向上							
1	重点分野への外資導入を強化						
2	サービス業の開放拡大の総合的なテスト事業におけるモデル的・先導的・牽引的役割を發揮	●		×	×	×	・ネガティブリスト以外における規制緩和 ・中国の投資奨励業種と、外国が投資したい業種のギャップ
3	外資誘致ルートの拡大	●					
4	外資企業の段階的移転を支援						
5	外資プロジェクト建設推進体制の整備			×	×	×	・電力不足等の急な政策転換の回避
外資企業の内国民待遇保証							
6	法律に基づく政府調達活動への参加を保証				×		・グリーン分野、食品・飲料関連のルールや中国標準2035への策定参画 ・既存の規定と実態運営のギャップ解消
7	法律に基づく標準策定作業への平等な参加支援		●	●			
8	支援政策の平等な享受の確保	●		●		×	
外商投資の保護の持続的強化							
9	外商投資の権益保護制度を整備					×	・知財関連の解決方法や罰則関連の明確化
10	知的財産権の行政保護を強化			●		×	
11	知的財産権の行政法執行を強化			●			
12	外国関連の経済・貿易政策と法規の制定を標準化	●					
投資・運営の円滑化の向上							
13	外資企業の外国人社員の滞在・居留政策を最適化		●	●			・ビザ・居留許可にかかる改善
14	越境データ移動の円滑なセキュリティ管理方式を模索				×	×	・データ関連法案の各種規制・実態運営の明確化
15	外資企業関連の法執行検査を総合的に統括・最適化			●		×	・通関関連手続きの全国的な標準化、地方政府との定期的な対話実施 ・産学官対話の推進、税関とのコミュニケーション強化
16	外資企業に対するサービス・保証を整備	●	●		×	×	
財政・税制支援の強化							
17	外商投資促進のための資金的保証を強化					×	
18	外資企業の国内再投資を奨励						
19	外資企業に対する優遇税制を実施	●	●	●			・外国人向け所得税の免税措置の延長
20	国が発展を奨励する分野への外資企業投資の支援						
外商投資促進の方法の整備							
21	投資誘致業務メカニズムを整備						
22	海外投資促進の取り組みを円滑化				主に地方政府や国内機関に関する内容		
23	外商投資促進のルートを拡大						
24	外商投資の促進評価を最適化						

（中国政府網、日米欧商会などに基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ 意見の着実な実行が重視

意見が公布された後、日本・EUなどの外国商会は意見についてコメントを発表しました。意見の（公平な競争、対外開放、行政の規制運用・手続きの適正化）方向性を評価する一方、いずれも今後具体的な実施方策を打ち出すことを期待していると表明しています。今後は各地域、各部門及び関連機関が実務の観点から着実に取り組み、実情に応じたさらなる関連措置に注目する必要があります。

国务院の政策説明会で、各官庁の幹部は今後の政策に関する取り組みについて、政府調達法の改定推進に言及した他、外資企業及び外国専門家による団体標準策定への参入状況なども紹介しました。中央政府は投資環境の改善と意見の実行に向けて、総力を挙げて法整備や規制緩和などに取り組んでいる姿勢を見せています。意見の実行に関する動向は図表3をご参照ください。

【図表3】意見の実行に関する動向

項目	動向
政府調達への参入	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 財政部は20年12月、政府調達法改定草案のパブコメ稿⁴を公表し、政府が国産品とプロジェクト、サービスを調達しなければならないとした上、国産品とプロジェクト、サービスの認定については国务院の別途規定に基づき実施することも明記した。 ➢ 財政部は21年10月、『政府調達活動における内外資企業の平等な扱い関連政策の着実な実行に関する通知』⁵を公表し、政府調達の実施に際し、外資企業が中国本土で生産した製品に対する差別的な扱いを禁止し、外資企業が国内企業と同様に政府調達に参入する権利を保障しなければならないとした。 ➢ 中国は今年7月末の第9回中仏ハイレベル経済財政金融対話でWTOの「政府調達協定」(GPA)への早期加盟を希望するとした。 ➢ 財政部の幹部は会見で政府調達に係る国産との基準を明確にするよう政府調達法の改定を積極的に推進していることを明らかにした。
標準策定への参入	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国家市場監督管理総局の幹部は、国家標準化管理委員会が今年4月に「全国専門標準化技術委員会作業の強化に関する指導意見」⁶を公表し、外資企業及び外国専門家による団体標準策定への参入を奨励する方針だとした上、現在、62%の専門標準化技術委員会が外資企業の委員を受け入れていると説明した。
国内生産の海外医薬品の登録手続きなど	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国家薬品监督管理局は21年1月、『薬品販売後の変更管理弁法（試行）』⁷を公表し、中国本土に生産移転された海外医薬品がジェネリック医薬品として販売登録申請を行い、簡素化した書類を提出することが可能であるとしたが、提出書類に対する具体的な要求は別途規定することも明記した。 ➢ 国家薬品监督管理局薬品審査センターは今年3月、『中国本土に生産移転された海外製造販売医薬品の販売登録申請資料の要求（化学薬品）』⁸のパブコメ稿⁸を公表し、登録申請時の提出書類に対する要求を明確にした。 ➢ 国务院は21年3月、改定後の『医療機器監督管理条例』を公表し、海外の医療機器輸出者などの登録方法を明記した。国家薬品监督管理局は今年7月以降、革新的な医療機器の販売に対する審査承認を加速している。

⁴ 中国語原文は下記のURLよりダウンロードできます。

https://www.gov.cn/hudong/2020-12/08/content_5567837.htm

⁵ 中国語原文は下記のURLよりダウンロードできます。

https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-10/26/content_5644953.htm

⁶ 中国語原文は下記のURLよりダウンロードできます。

https://www.sac.gov.cn/xw/bzhdh/art/2023/art_19c5739281464140bc951837fc42fefaf.html

⁷ 中国語原文は下記のURLよりダウンロードできます。

<https://www.nmpa.gov.cn/yaopin/ypgtg/20210113142301136.html?type=pc&m=>

⁸ 中国語原文は下記のURLよりダウンロードできます。

<https://www.cde.org.cn/main/news/viewInfoCommon/f5e9b5c46d3617a84fc4f0a964df5148>

外国投資家の株式投資	<p>➤ 商務部の幹部は会見で、外国投資家による上場企業への戦略投資に関する規制の緩和に向けて『外国投資家の上場企業に対する戦略投資の管理弁法』の改定⁹を進めるとした上、オフショアで募集した人民元によるオンショアでの投資を支持するため、QFLP 関連外貨管理制度の整備を推進することも述べた。</p>
外資の訴求に対応するメカニズム	<p>➤ 外資企業の課題と訴求点の収集・対応を進めるため、商務部はすでに外資企業円卓会議制度、重点外資プロジェクト作業班、外商投資苦情対策メカニズムなどを構築したとした。</p>
ビジネス環境	<p>➤ 財政部は世界銀行が公表した各国のビジネス環境を評価する年次報告書の作成作業に参加し、国際基準に合わせたビジネス環境の創出を加速させていくとした。</p>

(公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

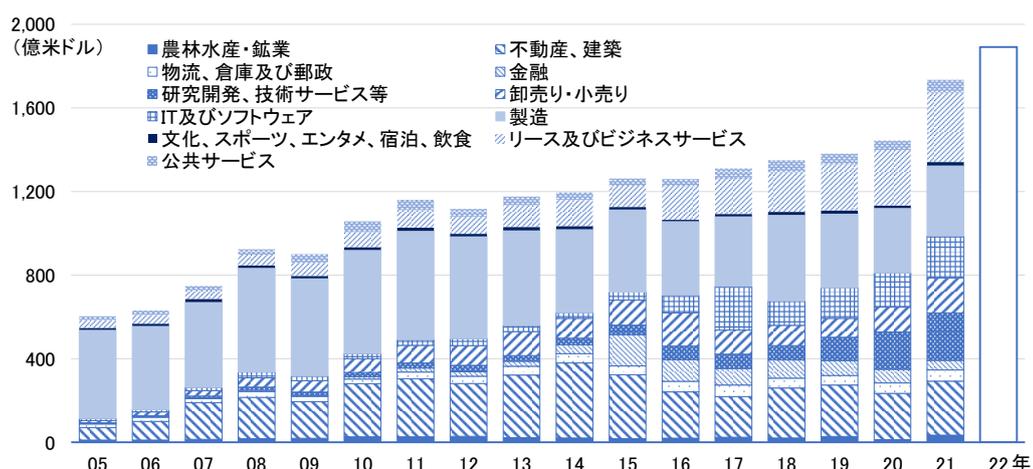
□ 外資利用の高度化が続く

国家統計局のデータによると、22年の外商直接投資利用額¹⁰(FDI。実行ベース)は前年比9%増の1,891億米ドルとなり、伸び率が前年比+20%だった21年と比べ鈍化しましたが、利用額全体では増加傾向を維持しました。22年の業種別外資利用額は現時点で公表されていませんが、21年の内訳を見ると、研究開発やIT、ビジネスサービスなどの分野における外資利用額が増加傾向を続けました。これに加え、製造業の外資利用額は337億米ドルに増加し、過去2年の減少から脱しました。業種別外資利用額の推移については図表4をご参照ください。

商務部が21年10月に公表した外資利用の第14次五カ年計画は、21～25年の外資利用額が累計で7,000億米ドルに達することを目標に掲げました。商務部のデータによると、今年1～7月の外資利用額が前年同期比10%減の1,118億米ドルとなりましたが、新設外資企業が同34%増の2万8,406社となり、ハイテク分野の外資利用額が3.8%増加しました。

また、習主席は昨年末の中央経済工作会議で外資利用と誘致に一層力を入れていかなければならないと指摘しました。中央政府による対外開放の拡大や規制緩和などへの取り組みを追い風に、外資利用は拡大傾向を続けると同時に、投資構造の高度化も進んでいくと予想されています。

【図表4】業種別外資利用額の推移



(国家統計局に基づき、中国アドバイザー一部作成)

⁹ 同弁法のパブコメ稿は20年6月に公表された。関連内容については『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第511号をご参照ください。下記のURLよりダウンロードできます。

<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0563-XF-0105.pdf>

¹⁰ 外商直接投資利用額は再投資を含まれているため、国際収支ベースの対内直接投資額と異なります。

【照会先】

中国アドバイザー一部 担当者：張

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2023 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。